

柏市地域子育て支援施設条例の制定について

柏市地域子育て支援施設条例を次のとおり制定する。

令和 5年 月 日提出

柏市長 太田 和美

提案理由

柏市地域子育て支援施設を設置したいので提案する。

柏市地域子育て支援施設条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、乳幼児の健やかな育ちを総合的に支援するとともに、親子を中心とした多様な交流を創出し、及び子育てに関する情報の提供や発信、並びに親子で遊び、学ぶ場を提供することにより、乳幼児の子育て環境の向上及び福祉の増進に寄与するための施設である柏市地域子育て支援施設（以下「地域子育て支援施設」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 地域子育て支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称

柏市地域子育て支援施設

(2) 位置

柏市大室一丁目4番（柏たなか駅前公園内）

（使用者の範囲）

第3条 地域子育て支援施設を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳幼児、その保護者又は乳幼児を同伴する者

(2) 妊婦、その家族又は妊婦を同伴する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

（使用料）

第4条 地域子育て支援施設の使用料は、徴収しない。

（禁止事項）

第5条 地域子育て支援施設の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 地域子育て支援施設の定員を超えて当該施設を使用すること。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。

- (3) 喫煙をすること。
  - (4) 壁，柱，床等に張り紙又はくぎ打ちをする行為その他これらに類する行為をすること。
  - (5) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。
  - (6) 建物その他物件を破損し，又は汚損するおそれのある行為をすること。
  - (7) 騒音を発し，暴力を用いる等他人の迷惑となる行為をすること。
  - (8) 物品の販売をすること。
  - (9) ポスター，ちらしその他これらに類するものを掲示し，設置し，又は配布すること。
  - (10) 施設管理者及び使用者の承諾なく，館内及び利用者を撮影し，録画し，又は録音すること。
  - (11) 前各号に掲げるもののほか，係員の指示に違反し，又は施設の秩序を乱す行為をすること。
- (入場の禁止等)

第6条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者の地域子育て支援施設への入場を禁止し，又は地域子育て支援施設からの退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し，又は保安上危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし，又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 地域子育て支援施設の設置の目的に反する使用をし，又はそのおそれがある者
- (4) 感染症の疾病があると認められる者
- (5) 前4号に掲げるもののほか，管理上必要があると認められる者

(損害賠償)

第7条 地域子育て支援施設の施設，附帯設備等に損害を与えた者は，市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし，市長は，やむを得ない理由があると認めるときは，その額を減額し，又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年1月17日から施行する。

